



## ドクターのための 「名義財産の注意点」 疑われないための渡し方

ファイナンシャルプランナー有資格者 小松 正樹

せっかく子や孫へ渡したはずの財産が名義財産と判断されると、相続の際に合算して課税され、想定よりも相続税が高額になってしまいます。

今回は名義財産と判断されないためのポイントや、判断されてしまった際の税負担の違いを見ていきましょう。

◎ この記事はこのような方におすすめです

- ✓ 自己流で子や孫へ暦年贈与している方
- ✓ 子や孫へ贈与をしたことがある方
- ✓ 贈与税の申告、贈与契約書を交わされていない方
- ✓ 税務調査が心配な方

### 名義財産を避けるための 5 つのチェックポイント

そもそも名義財産とは何のことでしょうか。これは「財産の名義と本当の所有者が違う財産」のことを言います。

暦年贈与で現預金を親から子へ贈与した場合、「財産の名義は子、本当の所有者は親」と判断される可能性があります。つまり相続の際、名義財産が持ち戻されて、相続税が高額になる可能性があるのです。

では、名義財産と判断されないためにはどうすればいいのでしょうか。

残念ながらこれをしておけば絶対に名義財産にならないという明確な規定はありません。

ただし、過去に名義財産が争点となった判例から主なポイントを整理すると次の 5 つとなります。

- ①対象財産の取得における出捐者(お金を出した者)は誰か
- ②財産を管理・運用する者は誰か
- ③財産から生ずる利益の帰属者は誰か
- ④出捐者、財産の名義人、財産の管理・運営をする者等の関係性(内部関係)
- ⑤名義人が名義を有することになった経緯等

このチェックポイントを総合的に勘案し名義財産か否かが判断されているといえるでしょう。国税庁 HP には暦年贈与した現預金が名義預金と判断される事例等も掲載されています。そのため暦年贈与を検討している方は特に注意が必要です。

### 痛すぎる! 名義財産となった場合の税負担の違い

では実際に、名義財産と判断され、相続財産に持ち戻されるとどれくらいの税負担の違いが起こるのでしょうか。

次の例で見てみましょう。

前提条件:法定相続人は子供 3 人。分割は法定相続分通り。相続財産は現預金が 3 億。

名義預金(出捐者親)と判断される可能性がある現預金を子 1 人につき 5,000 万保有(3 人で合計 1.5 億)

#### 名義預金と判断されなかったケース

相続財産	子 A 1 億	子 B 1 億	子 C 1 億	計 3 億	
納税額	子 A 1,820 万	子 B 1,820 万	子 C 1,820 万	計 5,460 万	

#### 名義預金と判断されたケース

相続財産	子 A 1.5 億	子 B 1.5 億	子 C 1.5 億	計 4.5 億	差額 5,520 万円
納税額	子 A 3,660 万	子 B 3,660 万	子 C 3,660 万	計 10,980 万	

上記の例の場合、1.5 億が税務署に名義預金と判断されると、相続財産が増えるため、相続税額が約 5,520 万円増加します。

このような事態を防ぐために「5 つのチェックポイント」をおさえることが非常に重要です。

加えて、「贈与契約書」を結ぶことも有効な対策となります。実際に私が相談している税理士先生も、「贈与契約書により、贈与者と受贈者の両者の意思確認を書面に残すことが重要」と仰っていました。

税務調査の際は特に現預金の流れが詳細に確認されます。名義預金とならないよう改めてご確認ください。

今回は紙面の都合上一部のご説明となりましたが、「既に渡してある預金はどうすればいいの?」「実際にうちのケースはどうなの?」「預金以外も名義財産になるの?」

等、お知りになりたい方はお気軽にお問合せください。

※上記は、2023 年 1 月現在の税制・税率に基づき作成しておりますが、あくまでも概要について説明した参考情報(値)であり、その内容の正確性を約束するものではありません。また、税制・税率は将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署の判断によりますので、お客さまご自身にて所轄の税務署または税理士にご確認ください。

最後までご一読いただいた会員様へ無料特典です。

### 【特典コンサル】『贈与方法コンサルティング』

「暦年贈与」と「相続時精算課税」のどちらが皆様に合わせているのか、そしていくら贈与すればいいのかを考えるお手伝いをします。すでに贈与をされている方は、セカンドオピニオンとしてもお問い合わせください。

※ QR コードからメールが起動しない場合は下記メールアドレスに  
件名:特典申込、本文:お名前、携帯電話を追記し送信ください。

ファイナンシャルプランナー / ソニー生命 ライフプランナー 小松 正樹  
携帯 / SMS : 090-5762-5103 TEL028-650-4422  
Mail : masaki\_komatsu@sonylife.co.jp

下記 QR コードより  
特典お申込下さい  
メールが起動します  
「お名前」、「連絡先」を  
追記し送信下さい

